

## 生活保護制度に関する公開質問事項及び回答書

理由欄については 400 字程度でお願いします。

### 質問 1 貧困率の改善

我が国の相対的貧困率は 2018 年の時点で 15.4% となっていますが、これが 2030 年までに半減されるよう、改善に取り組むべきだと思いますか。

- 1 思う
- 2 思わない
- 3 その他

[理由]

相対的貧困率等の毎年の数値目標を設定すべきです。また、SDGs の国内外での達成に向けて、政策立案や政策評価に当たっては SDGs の 17 の目標と 169 のターゲットを活用し、あらゆる政策に SDGs の視点を反映させるべきです。

### 質問 2-1 生活保護の捕捉率向上

日本の生活保護の捕捉率（本来なら生活保護を受けることができる人のうち、実際に生活保護利用に至っている人の割合）は 2~3 割に留まり、利用できない状態の方が多くいると考えられています。生活保護の「捕捉率」を上げるべきだと思いますか。

- 1 思う
- 2 思わない
- 3 その他

[理由]

貧困が命に関わる危険な状態を招く事例も少なくありません。生活保護受給資格の要件を分かり易く提示し、要件を満たした場合は適切に受給資格を付与するとともに、受給資格があるにもかかわらず給付を受けない事態が放置されないように対応すべきです。また、生存権保障を強化する観点から、生活保護法のあり方を見直すべきです。

### 質問 2-2 水際作戦の根絶

生活困窮者が生活保護の申請を行った場合に、窓口で違法な申請拒絶（いわゆる「水際作戦」）を受けることがあります。このような「水際作戦」を根絶するための施策を講じるべきだと思いますか。

- 1 思う
- 2 思わない
- 3 その他

[理由]

生活保護が適正に運用され実施されるよう、体制整備、行政処分のチェック機能の強化と人材育成、権利擁護を強化すべきです。

### 質問 3-1 ケースワーカーの増員と専門性確保

生活保護制度の運用の問題の背景には、現場で働くケースワーカーの人員の不足や専門性の不足が要因の 1 つとされています。福祉事務所に配置されるケースワーカーの人員を増員し、福祉専門職の採用を促すような施策を講じるべきだと思いますか。

- 1 思う
- 2 思わない
- 3 その他

[理由]

福祉事務所の実施体制について抜本的な見直しを行い、総合相談体制の強化と正しく法の解釈と運用がなされる環境を確保すべきです。

#### 質問 3-2 ケースワーク業務の外部委託

現行法制度上、外部委託が許されない「保護の決定実施」（公権力の行使）と不可分一体であるケースワーク業務（家庭訪問、面接、調査、指導等）について、厚生労働省は、「外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る」としています。外部委託を可能とする方向での法改正を行うべきだと思いますか。

- 1 思う
- 2 思わない
- 3 その他

[理由]

貴会議のご意見を踏まえるとともに、福祉事務所の総合相談体制の強化、正しく法の解釈と運用がなされる環境の確保等の観点から、厚生労働省の結論を精査していく必要があると考えます。

#### 質問 4 生活保護基準を 2013 年の段階に戻す

生活保護基準については 2013 年（生活扶助）、2015 年（住宅扶助、冬季加算）、2018 年（生活扶助、母子加算等）と 3 回にわたる引下げが行われ、生活保護を利用する方々の生活は厳しさを増しています。生活保護基準を 2013 年時点の水準に戻すべきだと思いますか。

- 1 思う
- 2 思わない
- 3 その他

[理由]

健康で文化的な最低限度の生活を保障できる生活保護基準を検討し、必要な措置を講じるべきです。

#### 質問 4-2 級地の見直し

生活保護基準は最も高い 1 級地の 1 から最も低い 3 級地の 2 まで 6 段階で設定されていますが、専門家の審議会（社会保障審議会生活保護基準部会）での検討と切り離して、これを統合する動きが見られます。どのように級地を見直すかについては、専門家の審議会による専門的な検討をふまえるべきだと思いますか。

- 1 思う
- 2 思わない
- 3 その他

[理由]

生活保護基準については専門的かつ客観的に評価・検証すべきであり、生活保護基準の見直しにつながる級地の見直しは専門家の審議会での検討されるべきであると考えます。

#### 質問 4-3 夏季加算の創設

生活保護制度では冬場の暖房費などに充てるための冬季加算が支給されています。しかし、夏にはそのような加算が無いことから、電気代を心配してエアコンを節約し、生命の危険に瀕するケースが後を絶ちません。近年の猛暑に対応するために、冷房費などに充てるための夏季加算の創設が必要だと思いますか。

- 1 思う
- 2 思わない

(○) 3 その他

[理由]

健康で文化的な最低限度の生活を保障する観点から、夏季加算の創設の是非について検討すべきであると考えます。

質問 5 一歩手前の困窮層への支援（一部扶助の単給化）

最低生活費を1円でも超えると一切の給付が受けられなくなる現状を改善するため、一部の扶助（住宅、教育、医療、生業）については、一歩手前の困窮層（例えば最低生活費の1.3倍未満）に単給できる（バラで受けられる）ようにすべきだと思いますか。

( ) 1 思う

( ) 2 思わない

(○) 3 その他

[理由]

就労インセンティブを損なわないようにするために、生活保護の収入認定や生活保護の各扶助を単独で支給することの是非等について検討すべきです。

質問 6 利用しやすい生活保護制度に

質問 6-1 扶養照会の原則廃止（申請者の同意を要件に）生活に困窮した方が生活保護制度の申請をするにあたって、扶養義務者に扶養照会（援助ができるかどうかの質問）がなされることになっていますが、扶養照会については、申請者の同意がある場合にのみ行うことができるという運用改正をすべきだと思いますか。

( ) 1 思う

( ) 2 思わない

(○) 3 その他

[理由]

親族による扶養は生活保護の要件ではないことを運用面で周知徹底すべきです。

質問 6-2 自動車保有要件の緩和

現在、自動車については、原則として生活保護利用中の保有を認めない運用とされていますが、処分価値の乏しい自動車については生活用品としての保有を認めるなど、保有要件を緩和すべきだと思いますか。

( ) 1 思う

( ) 2 思わない

(○) 3 その他

[理由]

生活必需品である自家用車の保有を認めることを運用面で周知徹底すべきです。

質問 6-3 生活保護世帯の子どもの大学等への進学保障

現在の生活保護制度では、生活保護世帯の子どもの大学等に進学した場合、世帯分離（生活保護の適用において、世帯員としては扱わないこと）をすることになっており、当該世帯に対する保護費が減額され、進学の大きな支障になっています。大学生等の世帯内就学と就学等に必要な費用の収入認定除外を認めるなどして、進学保障をすべきだと思いますか。

(○) 1 思う

( ) 2 思わない

( ) 3 その他

[理由]

生活保護世帯の子どもの大学や専門学校への進学の妨げとなっている世帯分離の運用を改善し、生活保護を受けながら大学・専門学校等へ通うことができるようにすべきです。

貴党名 立憲民主党